

提出書類チェックリスト 【低未利用土地等の長期譲渡所得の特例措置】

準備ができた書類には、□にチェックを付けて下さい。

要件	提出書類	確認事項	備考	
譲渡された土地・建物が低未利用であること	<input type="checkbox"/> 低未利用土地等確認申請書 別記様式①-1	申請のあった土地等が都市計画法第4条第2号に規定する都市計画区域内であること	書類の準備は、都市計画課都市計画係までお問い合わせください。	
	<input type="checkbox"/> 売買契約書の写し			
	次の①から⑤のいずれかの書類			
	<input type="checkbox"/> ① 空き家バンクの登録が確認できる書類	空き家バンクの登録の際に、市と連携する宅地建物取引業者が更地、空き家又は空き店舗であることを確認していること	種類の準備は、商工観光課企業立地定住促進係までお問い合わせください。	
	<input type="checkbox"/> ② 宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告	宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告を出していること		
	<input type="checkbox"/> ③ 水道、電気等の使用中止日が確認できる書類	電気・水道等の使用中止日が売買契約よりも1ヵ月以上前であること	水道の使用中止日にかかる書類の準備は、上水道課上水道係へお問い合わせください。 また、電気等については、電気事業者等へ直接お問い合わせください。	
	<input type="checkbox"/> ④ 上記の①から③の証明ができない場合、次のア、イのいずれかを提出			
	<input type="checkbox"/> ア) 宅地建物取引業者が低未利用土地等であることを証明する書類 別記様式①-2	ア) 宅地建物取引業者が低未利用土地等であることを証する旨を確認します	ア) 書類の準備は、宅地建物取引事業者へ直接お問い合わせください。	
<input type="checkbox"/> イ) その他要件を満たすことを容易に認めることができる書類等	イ) 2方向以上からの現況写真と併せて現地調査やヒアリングを行うことにより、低未利用土地等であることの確認 など	イ) 書類の準備は、税務課資産税係へ、お問い合わせください。		
<input type="checkbox"/> ⑤ その他、農地であり、農地法(昭和27年法第229号)第30条に基づく農業委員会による利用状況調査の結果、同法第32条第1項各号のいずれかに該当すること(現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと認められること又は農業上の利用の程度が周辺の地域に比して著しく劣っていると認められること)が確認されていることによっても、確認可能とします。		書類の準備は、農業委員会へご相談ください。		

買主が購入した土地・建物を利用する意向があること	次の①から③のいずれかの書類		
	<input type="checkbox"/> ① 宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合 別記様式②-1	提出する別記様式について、必要事項がすべて記入されているか確認します。	書類の準備は、宅地建物取引業者へ直接お問い合わせください。
	<input type="checkbox"/> ② 宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合 別記様式②-2	提出する別記様式について、必要事項がすべて記入されているか確認します。	書類の準備は、都市計画課都市計画係までお問い合わせください。
	<input type="checkbox"/> ③ 上記の①、②ともに提出が出来ず、宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した場合 別記様式③	提出する別記様式について、必要事項がすべて記入されているか確認します。	書類の準備は、宅地建物取引業者へ直接お問い合わせください。
その他要件の確認	<input type="checkbox"/> 申請のあった土地等に係る登記事項証書	<p>次の①、②を確認します。</p> <p>① 売買契約のあった年の1月1日において、申請のあった土地等の所有期間が5年を超えていることを確認します（相続・贈与で引き継いだ土地建物は、前の所有者の所有期間も引き継ぐものとする）。</p> <p>② 分筆の有無にかかる、次のア、イを確認します。</p> <p>ア 申請のあった土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地等の有無を確認します。</p> <p>イ ①が「有」の場合、当該分筆された土地等につき低未利用土地等確認書を今回の申請者に交付した実績の有無を確認します。</p>	書類の準備は、税務課資産税係へ、お問い合わせください。